

## 近代日本における教育制度の形成と道德教育

The Formation of Educational System and Moral Education in Modern Japan

水田 聖一

MIZUTA Seiichi

### はじめに

明治維新を歴史的にどう捉えるかという問題は、まさに十人十色、百花繚乱の観を呈している。しかし近代日本の始まりを明治維新と結び付けて考えることは、大筋において間違っていないだろう。

では日本が近代化するにあたって、教育はどのような役割を演じたのか。教育の問題はしばしば結果論だと揶揄されるが、近代化をもたらした要因として教育が果たした役割とは何であったのか。また近代化に伴う副作用として、「心の問題」が近年来指摘されているが、明治初期の指導者たちはそれらの問題をどのように考えたのかを考察するのが本研究の目的である。また明治という元号は、明治3年正月の「宣教の詔」に「百度維新宣明治教以宣揚惟神大道也」<sup>1</sup>とあるように、神道をもって国を治めるという考えから出発したのだが、近代化（洋学）と伝統（国学、漢学）との関係はどのように扱われていったのかについても考察したい。

### 黎明期（明治5年、「学制」の頃まで）

#### (1) 維新时期の教育の理念

慶応3(1867)年10月の大政奉還の直後、朝廷としては幕府から突然「大政」の奉還を受けたが、その後新しい国政組織をどうするかが、重大問題として浮上した。新政府は急遽新しい行政体制を組織したが、その中には教育行政を専門に担当する部署は含まれていなかった。ところが慶応4年の2月に「神祇事務局判事の平田鉄胤、内国事務局権判事の玉松操とまだ在野の矢野玄道の三人に対して、学校制度取調べの命」<sup>1</sup>が下り、その後すべて内国事務局の所属になった。彼ら三人は平田派国学者であり、とくに玉松は岩倉具視の王政復古決行の際の謀臣として著名な人物である。新政府が三人の国学者に学校制度の取調べを命じたことは、伝統的な儒教中心の漢学をやめて、国学主義に転換したことを意味していた。彼らは、直ちに学制案の立案に着手し、その結果できあがったものが慶応4年3月28日に提出された「学舎制」と呼ばれる新学制案である。

ところがこの間、幕末の弘化4(1847)年に開講した京都の公家学校である「学習院」が、王政復古の大政変で一時休講になっていたが、慶応4(明治元)年3月12日に復興した。この時点ではまだ、平田、玉松、矢野は「学舎制」の起草中であつたが、学習院は漢学中心であつたため、玉松ら三人の国学者に学校制度取り調べの命が下ったことに対して、反岩倉派の公家たちが自己アピールをしたとの考えは否めないであろう。

このように再開校した学習院は、翌4月15日大学寮代と改称した。これも学習院が、往古の大学寮継承へと昇格したこと意味しており、儒教的旧体制を打ち破ろうとした「学舎制」派の平田、玉松、矢野らにとっては

「その立場の喪失ともいえる痛手」<sup>2</sup>となった。

こうしたなか、学習院派とも平田派とも異なる皇道哲学を主張する長谷川昭道が、岩倉に教育論を含む建言書を提出したことから、学習院派と「学舎制」派との妥協の産物である皇学所と漢学所を設ける発令が出された。明治元年9月13日のことで、前者が平田派の「学舎制」系であり、後者が旧学習院系である。

建学の趣旨は「規則」のなかにはっきりと示されている。つまり「漢土西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事」、また「皇学漢学共互ニ是非ヲ争ヒ固我偏執不可有事」とした。これまでの漢学を主とする修学の制度だけでなく皇学(国学)の研鑽も加えることで事態を收拾しようとしたのである。

ここで、皇学所の「規則」を見てみると、「学政之事」に、「近くは人習ふて綱常倫理を明にし、修身治国の要務を精察し」<sup>3</sup>とあるように、国学つまり「本教(もとつおしえ)」による修身、倫理が考えられていたことが分かる。

しかし、翌明治2年3月の東京遷都の後、9月2日に突然、皇・漢両学所廃止の沙汰が東京から出され、9月10日を以って皇学所と漢学所は閉鎖となった。紆余曲折の後窮余の策として、東京の命を待たずに留守官の権限によって、4ヵ月後の12月、皇・漢合併の「大学校」という形で再開した。しかし、「これによって明治元年初頭の『学舎制』に発した皇学所は事実上消滅するに至」<sup>4</sup>り、国学派の勢力が衰えたことを意味した。けれども、国学派と漢学所系の確執は終わったのではなく、しばしば衝突があった。政府はとうとう明治3年8月に大学校廃止の通達を出し、府学を建設するように指示した。

このころ京都には寺子屋を廃して新様式の小学校を設立していた榎村正直らがいて、大学校の紛糾を批判していたので、京都府はすぐに府学開校の準備を始めた。こうして明治3年12月に開校したのが京都府中学校である。この中学校には、国学、漢学、欧学の三局があったが、公家の教育機関としての大学寮の系譜はここで終止符を打つことになった。

なお東京では、旧幕府直轄の学校であった昌平學は徳川家に追隨して府中(駿府)学問所となったが、江戸には建物その他の残骸が残されていた。政府としては、昌平學の継承ではなく、新たな構想による大学を創設しようと試み、明治2年8月、東京府に大学校として成立した。しかし京都の皇・漢両学所の影響を強く受け、国学、漢学、洋学の三学総合という形はとっているけれども、国学が主、漢学は副、洋学は添え物といった体制となった。言うまでもなく、生徒の中心は、旧幕臣ならびに諸藩士の子弟であり、町人農工商階層は締め出されていた。

大学校においても、神典国典の研究を「学者の先務」と規定したが、時勢の動きに合致せず明治3年7月廃止されてしまった。

開成所については、明治元年9月に鎮将府に接收された後、翌2年1月に開成学校となり、医学所も6月に医学校となった。ついで開成学校は大学南校、医学校は大学東校となり、明治5年の「学制」により、専門学校に昇格し、明治10年には総合大学の東京大学となった。

これまで見てきたような、復古という考え方だけではとうてい外圧に対抗できないと判断した人々は、文明開化を強調した。すでに、慶応4年3月14日に発布された天皇による五箇条の御誓文には、その基本方針が示されているとして、それを強調した。その内容は以下のとおりである。

第一条「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」

第二条「上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ」

第三条「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス」

第四条「旧来ノ弊習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」

第五条「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」

これらは「皇基ヲ振起」するという提唱ではあるが、教育に係る点で重要なのは、「旧来ノ弊習ヲ破リ」、「智識ヲ世界ニ求」めようとする方針である。これは単なる復古ではなく、文明開化によって教育を改革しよ

うとするための指針であり、鎖国のために立ち遅れた日本の近代化を、明治政府が欧米先進国に倣おうとして国民を開明しようとして行った上からの開明政策である。

明治5年までの時点で、西洋の学校に関する体系的な研究調査はといえば、内田正雄が明治2年に翻訳した『和蘭學制』ぐらいであったが、明治の初期の教育政策において、明らかに皇道学派にヘゲモニーを握られた形になった維新政府は、次にきわめて進歩的で急進的とも言える「学制」を打ち出した。

### 開花期（「学制」時代、明治12年の「教育令」まで）

明治5(1872)年8月3日。全国規模の統一的な国民教育制度を持つフランスに範をとった「学制」が成立。全213章。但し文部省は「学制」を制定するにあたり先進欧米諸国の教育や行政に詳しい人々を起草委員に当てていた。例えば、内田正雄は幕末オランダに留学し、帰国後『和蘭學制』を翻訳出版し、河津祐之は佐沢太郎の協力を得て『仏国学制』(明治6年)を翻訳し、文部省から出版した。さらに箕作麟祥、辻新次らは仏学に、瓜生寅は英学に詳しく言われている<sup>5</sup>。

「学制」の教育理念もやはり西欧思想の影響の強いものであった。「学制」公布前日の8月2日、太政官布告第214号いわゆる「学事奨励に関する被仰出」書を出し、「学制」制定の意義を明らかにした。これは人間形成の理念、国民教育の理念を述べたものであるが、その全文を繁をいとわずに下に引用する。(句読点は引用者、ルビは省略)

「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑのもの他なし、身を脩め智を開き才芸を長ずるによるなり。而て其身を脩め知を開き才芸を長ずるは学にあらざれば能はず。是れ学校の設あるゆゑにして、日用常行言語書算を初め、士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄、凡人の営むところの事学あらざるはなし。人能く其才のあるところに応じ、勉励して之に従事し、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし。されは学問は身を立てるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢餓に陥り家を破り身を喪の徒の如きは、畢竟不学よりしてかゝる過ちを生ずるなり。従来学校の設けありてより年を経ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り、学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき、学問の何者たるを辨ぜず。又士人以上の稀に学ぶものも動もすれば国家の為にすと唱へ、身を立てるの基たるを知らずして或は詞章記誦の末に趨り空理虚談の途に陥り、其論高尚に似たりといへども之を身に行ひ事に施すこと能ざるもの少からず。是すなわち沿襲の習弊にして文明普ねからず才芸長ぜずして貧乏破産喪家の徒多きゆゑなり。是故に人たるものは学ばずんばあるべからず。之を学ぶに宜しく其旨を誤るべからず。之に依て今般文部省に於て学制を定め追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民華士族卒農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの宜しく此意を体認し其愛育の情を厚くし其子弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり高上の学に至ては其人の才能に任すといへども幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事

但従来沿襲の弊学問は士人以上の事とし、国家の為にすと唱ふるを以て学費及び其衣食の用に至る迄、官に依頼し之を給するに非ざれば学ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず。是皆惑へるの甚しきもの也。自今以後此等の幣を改め、一般の人民他事を抛ち自ら奮て必ず学に従事せしむべき様心得べき事」

ではこの「被仰出書」を基にして「学制」の教育理念やその思想構造を考察してみよう。

#### (1) 「学制」の教育理念・思想構造

「被仰出書」には四つの重要な原則が示されている。功利主義、実学主義、国民皆学、受益者負担主義である。順に考察する。

① **功利主義** 「被仰出書」は「身を修め知を開き才芸を長ずるは学にあらざればあたわず」と述べて、立身・

治産・昌業、つまり社会的、経済的地位の向上のための学問を授けるのが学校の目的であるとした。まさに、功利主義的、個人主義的教育観である。

② **実学主義** 従来の封建的教學は「国家の為にす」と唱えながら、「詞章記誦の末に趨り空理虚談の途」に陥っていたことを厳しく批判した。そのような学問は眞の学問ではなく、「生を治め産を興し業を昌にする」学問、「身を立つるの財本」であるような学問を眞の学問として、虚学に対して実学を主張した。

③ **国民皆学** それまでの教育観は、「学問は士人以上の事」とか「国家の為にす」という考え方が主であったが、この「被仰出書」では「人たるものは学ばずんばあるべからず」と述べられ、「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」とされた。高等の学問は「其人の才能に任す」けれども、小学校は男女の別なくすべての子どもつまり「一般の人民華族農工商及婦女子」を就学させなければならず、そうしなければ、「父兄の<sup>おちど</sup>越度」であると注意を喚起していた。

明治政府はすでに明治2年6月、版籍奉還の後、公卿と諸侯とを華族とし、同年12月、藩士を士族と卒族に分けた。さらに明治5年1月、卒族を廃し、世襲の卒を士族に、他を平民に編入していた<sup>6</sup>。これらにより、身分的平等は大きく推進され、封建社会体制における先天的な身分制度をなくし、「学問は士人以上の事とし農工商及婦女子に至つては之を度外におき、学問の何者たるを辨ぜず」という学問・教育の身分差を打ち破るものであった。

因みに、明治期に政治や経済の中心を担ったのは、薩長など討幕派の下級武士であったが、幕府に味方した武士たちは冷や飯を食わされることになった。しかし彼らの不満も抑えねばならなかった政府としては、学問をして立身出世をせよ、としか言えなかった現実がある。明治4年に出版された中村正直訳『西国立志編』(スマイルズ“Self-Help”)の中で、中村は第4編の序に、「眞正の学士は、賤業をなすを耻じず。これを耻じる者は、眞正の学士にあらず<sup>7</sup>」と書いて、武士から学士になるよう彼らに勧め、過去のこだわりを捨て、学問に励んで、武士にとってはかつては賤業とみなされた商業活動などに励むようにと諭した。

④ **受益者負担の原則** 従来のごとく学費を官に依頼し、官給がなければ学ばないというのは「従来沿襲の弊」であるとし、教育は人民の自主自発によって人民自らが負担すべきであるとした。財政的裏づけのないまま「学制」を出さねばならなかった政府としては、当然のことといえるだろう。

上述した「被仰出書」に見られる四原則は、福沢諭吉による『学問のすすめ』(明治5年初編出版)の思想でもあった。『学問のすすめ』との共通点を以下に考察してみる。

第一に、功利主義について。福沢は次のように述べる。「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり。されば天より人を生ずるには、万人は万人皆同じ位にして、生まれながら貴賤上下の差別なく、万物の靈たる身と心との働きをもって天地の間にあるよろずの物を資り、もって衣食住の用を達し、自由自在、互いに人の妨げをなさずして各々安楽にこの世を渡らしめ給うの趣意なり。されども今広く人間世界を見渡すに、賢き人あり、愚かなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、貴人もあり、下人もありて、そのありさま雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。その次第甚だ明らかなり。実語教に、人学ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人との別は、学ぶと学ばざるとに由って出来るものなり。また世の中にむつかしき仕事もあり、やすき仕事もあり。そのむつかしき仕事をする者を身分重き人と名づけ、やすき仕事をする人を身分軽き人という<sup>8</sup>、と。

ここで示されているように、四民平等の立場から、生まれによる貴賤の差別はないが、学問をするしないによって「身分重き人」や「身分軽き人」が生じるということである。だからこそ、学問をして、立身出世を図るように「すすめ」たのである。

第二に、実学主義について。福沢は『学問のすすめ』第2編の中で次のように述べる。「文字を読むことのみを知って物事の道理を弁えざる者は、これを学者と言うべからず。いわゆる論語読みの論語知らずとは即ち

これなり。我邦の古事記は暗誦すれども今日の米の相場を知らざる者は、これを世帯の学問に暗き男と言うべし。經書史類の奥義には達したけれども、商売の法を心得て正しく取引をなすこと能わざる者は、これを帳合の学問に拙き人と言うべし。数年の辛苦を嘗め数百の執行金を費やして洋学は成業したれども、なおも一個私立の活計をなし得ざる者は、時勢の学問に疎き人なり。これらの人物は、ただこれを文字の間屋と言うべきのみ。その効能は飯を喰う字引に異ならず。国ためには無用の長物、經濟を妨ぐる食客と言うて可なり<sup>9</sup>、と。「学制」の中では、「空理虚談」と語られていた儒教的教養を「論語読みの論語知らず」と言うにとどまらず、実用にならない洋学も「無用の長物」と一刀両断に切り捨てている。

## (2) 「学制」の歴史的・社会的背景

第一に、国民皆学によって平等主義、つまり身分否定の主張と「人民」觀を打ち出したことは画期的なことであったが、当時の開明派の下級士族層が触れた欧米の平等思想や人権思想からの影響を受けて生まれてきたものであることは容易に想像できる。皇学派が打ち出した学校制度のみじめな失敗を受けて、清新な教育制度策の思想的根拠とされたと言えるだろう。いずれにしても「復古だけでは挫折する」<sup>10</sup>からである。

第二に、実学主義に関しては、それまでの儒教教学の「空理虚談」性に加えて、西洋の科学技術や文明、優れた軍事力を目の当たりにした日本の精神的衝撃がそのまま、教育制度の中に表れたものと見ることができる。

さらに、江戸末期に見られた商人層の台頭と都市における武士階級の貧困化、農民の階層化による小農、小作人への転落等の社会移動の事実が、学制実用主義的教育思想を準備したと考えられる。

第三に、立身出世という功利主義的思想は、江戸末期にすでに起こっていた階層移動の事実をそのまま追認したものであろう。「あらゆる革命において一新するものは、政治の主体」であり、これに反して「經濟主体の大部分は旧来からそのまま持続しているのが常」<sup>11</sup>だからである。

「被仰出書」が個人主義的、功利主義的教育理念を掲げた理由としては、「被仰出書」の提示した個人主義的教育理念にもかかわらず、「政府の真意はあくまで国家富強のための教育」であったとする尾形説<sup>12</sup>や、当時の国家的財政難のために政府は「学制」による学校の設置等についての財政的責任を果たすことができなかつたために経費の大部分を国民に負担させざるを得なかつたという井上説<sup>13</sup>とがある。それぞれ表の理由と裏の理由を言い表しているのだからである。

平等主義と功利主義との関連についていえば、「自由競争の資本主義が台頭してきた時代にあつては矛盾としては捉えられていなかった」というような、これまでの社会主義的解釈ではなく、福沢諭吉の『学問のすずめ』に明白にあらわれているように、平等主義という看板はかけられてはいるが、身分階級社会から学歴階級社会への移行を打ち出したものと見ることができる。当時の学校は中産階級以下の子弟の社会移動の装置になったが、しばらくしてまた「学歴社会」という社会的再生産の装置になったのである。

しかし「学制」による教育の中に積極的な面があつた事は無視すべきでないだろう。例えば片山潜は「予は小学校で学問の趣味を発見し、しかも予は人並みに学問のできるということに自覚した」と述べて当時の小学校の体験を語っている。「予は地球説を始めて聞いたのは後年小学校が開かれてからである。夫れ迄は世界は全く平面であり、天竺といえは高くして太陽に近い所、而して太陽は毎日東より西へ天空を走るもので一日に金のわらじを三足も要するということに信じてみた」<sup>14</sup>

また明治9年に小学校に入学した人類学者・考古学者の鳥居竜蔵は「西洋人については父母から唐人として教えられていたが、それ以外は人間は同じだと思っていたのに、五つの人種があることや、日本人が亜細亜人種であることなどを初めて知った」<sup>15</sup>という。

ただし、良い面ばかりでなかつたことは言うまでもない。教育学者である中野光が幼い頃の愛知県立田村での思い出として書いている場面で、隣に住んでいた「太閤さん」と呼ばれていたおじいさんや他の村人についての思い出を次のように書いている。「太閤さんは文字の読み書きができなかつた。すでに義務教育制度が成

り立っていた時期の生まれなのに、この人は学校教育を受けていなかったようだ。もっとも、村にはそういう人は太閤さんに限らず、明治期前半に生まれた人の中には名目的には学校に通ったものの『学力』は身につかなかった、という人がほかにもいた。私の祖母(明治5年生まれ)にしてもそうだった<sup>16</sup>。

日清戦争をきっかけに小学校の就学率は急速に増加するが、「東京でも十万人に及ぶ不就学の児童がいた」<sup>17</sup>という現実がある。

### (3) 「学制」下での修身科教育

文部省は明治5年9月に小学教則を制定したが、当時できたばかりの小学校には実施困難であったため、翌6年出された実施可能な小学教則の付表には、下等小学の教科として、綴字、習字、単語読方、洋法算術、国体学口授、修身口授、単語暗誦、会話読方、単語書取、読本読方、会話暗誦、地理読方、養生口授、会話書取、読本輪講、文法(当分欠く)、地理学輪講、理学輪講、書牘(しょとく)、各科温習があり、上等小学の教科はこれらに加えて細字習字、書牘作文、史学輪講、細字速写、罫画、幾何、博物、化学、生理がおかれていた。

明治5年以降、小学教則では修身は「修身口授」として、下等小学の一、二年のみに置かれていた。明治5年の教則では下等小学の一年に週二時間置かれていた「修身口授」が、翌6年の改定では、週一時間に減り、そのかわり「国体学口授」が下等小学の一年に週一時間加えられた。

また修身の教科用図書として例示されているのは第八級、第七級が『民家童蒙解』と『童蒙教草』であり、第六級が『勸善訓蒙』と『修身論』、第五級が『性法略』であり、ほとんどすべてが翻訳書である。『民家童蒙解』は、青木輔清が一、二巻は和・漢・洋の修身書から善言を引用して教訓を説き、三巻以下はアメリカのウィルラードの「ウィズダム」という修身書の抄訳したものである。(『民家童蒙解』はもともと西暦1734年、享保19年に出版された常盤漂北が著したものであったが、140年後の明治初期においては何らかの理由で実際にはあまり使われず、明治7年に出版された同名の青木本が多く使用されるようになった。)『童蒙教草』は、福沢諭吉がイギリス人チャンブルの『モラル・カラッスブック』(Moral-colours' Book)を翻訳したものであるし、『勸善訓蒙』は、前編3冊がフランスのボンヌが小学児童のために書いたものの翻訳であるし、後編8冊はアメリカのウィンスローの『モラル・フィロソフィー』の抄訳で、続編4冊はアメリカのローレンス・ヒコックの『システム・ラブ・モラル・チイエンス』の抄訳であり、訳者は箕作麟祥である。『修身論』も阿部泰蔵がアメリカのフランシス・ウェーランドの『エリメンツ・オブ・モラル・サイアンス』を訳したものであり、『性法略』は、西周、津田真道が幕末に留学したオランダのライデン大学教授ピシオリンコ(フィッセリング)の性法(自然法)の講義を神田孟恪が翻訳したものに、西と津田が序文を書いて出版したものである<sup>18</sup>。

つまり修身口授のみならずすべての教科において、ほとんどすべてが翻訳書が使われたということは、四書などの漢籍類が小学教育から締め出され、徳育主義から知識主義へと教育の転換を図ったことが明白に示されている。しかも既述したように、修身口授は下等小学の2年間のみで、上等小学では全く欠いているのである。「小学教則」には「修身口授」に「ぎょうぎのさとし」とルビをわざわざ打っているが、当時の教育政策者が求めていたものはまさにその程度のものであった。徳目主義や漢学を徹底的に追放しようとした主知主義的な実学教育であったことは明らかである。尤も、当時の教科書は自由発行、自由採択制であったため、文部省が発行したり、適当と認めたもの以外にも民間の書が教科書として使われていたのであるが。

明治5年の「学制」やその主知主義に批判的なものは少なからずいた。「被仰出書」では、「身を脩め智を開き才芸を長ずる」ことの重要性を指摘しておきながら、「身を脩め」るための実践的道德についてはまったく言及していない。だから「立身よりも修身」<sup>19</sup>を要求する声が各方面から挙がった。例えば文部省編輯局長でもあり、東京修身学社を創設した西村茂樹は、『修身学社叢説』第一号(明治13年)の巻頭論文において文部省の開智一遍の方針をペスタロッチの言を引用しながら批判し「才智のみを養ひ長ずることは、却て人の害と

なることなり。故に凡百学問の根本は、端正なる心志の田地に挿み、これを修養すべし<sup>20</sup>という。後年においても西村はこの考え方を変えていない。「学制」が主に欧米の学制を採用して編成している点を指摘したあと、次のように述べる。「彼国の学制には、其修身道德を教ふる為必ず耶蘇教を加へありしに、耶蘇教の我邦に不適當なるを以て特に是を除き、其迹に代わる者なきを以て、我邦の新学制は大に修身道德を軽んずるの外觀あり」と。欧米の学校制度にはその基礎をなすキリスト教があるけれども、日本にはなじまないという理由でそれを除外しているが、それが原因で人々の心は修身道德の蔑視に進んだと嘆いているのである。

石附実によれば、「学制」当時日本にいた外国人にとっても、修身が疎かにされていると映ったようである。例えば、『新聞雑誌』（明治5年2月第31号）には、「或外国人ノ説ニ方今日本人ノ西洋書ヲ読ム者多クハ会話、文典、窮理書、地理書、歴史、政事書ノ類ニ止リテ人生切要ナル修身学ヲ講究スル者ナシ、恐ラクハ本ヲ捨テ末ニ趨ルノ弊害ヲ生ジ遂学風偏頗ニ流ルベシ<sup>21</sup>」という記事が見える。この外国人によれば、日本の学問・教育があまりにも即物的、功利的な分野に集中しているため、基本となる道德、修身が軽視されていると所感を述べているのである。

### 復古期（「教育令」時代）

明治5年以降実施されてきた「学制」は、草創期に属する西欧先進国の模倣であり、教育上画一主義的内容であっただけでなく、世の中の状況にも十分合致したものではなかった。また父兄にも過重の経済負担を負わせるものであったため、当初の就学拒否や学区内集金の拒絶というものから、次第に農民騒動となって各地で小学校の廃止を要望する暴動が起こり、小学校が破壊、焼き討ちされるということも起こった。当時文部大輔であった田中不二麻呂は、かねてより地方民に教育の自治を任せの方針であったアメリカの自由主義的教育制度に好感を抱いていたため、米人学監モルレーの助けを借りて自由主義的、勤学主義的（つまり強制主義的でない）新しい教育制度を起草した。それが明治13（1879）年制定の「教育令」である。これはこれまでの「人たるものは学ばずんばあるべからず」とするような干渉主義をやめ、全国画一的な「小学教則」を廃し、「学制」の213条からなる詳細な規定に比して、わずか47条の単純で、自由裁量の余地の多いものに改めた。後に「自由教育令」と呼ばれるものであり、教育制度のアメリカ化でもある。

#### (1) 「自由教育令」の失敗と「改正教育令」の制定

当時まだ地方自治が許されていない時代にあつて、人々は自治といっても知るすべもなく、自治的な教育令が出されたのを見て、人々は政府が教育の振興を中止したと信じた。小学校を廃止したところや数校あった小学校を一つに合併するなどして、費用の削減を図るところが次々に出た。父兄も同じようにして子女の教育を怠るようになり、教育は文部省の予想に反して衰退し始め、就学率の低下など憂慮すべき事態を招くに至った。

文部卿と文部大輔とは責任を問われて文部省を去り、再び干渉主義的な第二の教育令、所謂「改正教育令」が出された。

明治13（1880）年に「改正教育令」が制定された背景には、単に就学率の低下という問題だけでなく、教育理念についての「改正」もあった。極端な立身出世主義的实用主義を改め、修身主義的教育制度の始まりである。但し、明治維新直後のような旧来の皇道主義はすでに時代遅れになっており、個人的实用主義と修身主義を調和させた形の国家的実利主義、つまり普通一般に言われる調和的な教育の施策である「国家主義」が誕生した。

明治13年文部省より、教科書として使用を禁止する書目が発表された。その中には福沢諭吉の『通俗国権論』『通俗民権論』や箕作麟祥の『泰西 勸善訓蒙』後・続編、名和謙次編『修身訓蒙』、加藤弘之の『立憲政体略』などの啓蒙的洋学者の著作だけでなく、文部省自身が発行した阿部泰蔵訳『修身論』、師範学校編『小学読本』巻四などの道德書も含まれていた。「それを使用禁止としたことは『学制』の教育理念の否定であり、教育政

策が逆の方向に転換したことを意味<sup>22</sup>した。

ほかにも学校教育のあり方を転換させる重要な文書として、次にあげる「教学聖旨」と「小学校教則綱領」とがある。

## (2) 「改正教育令」の歴史的背景

明治11年明治天皇は北陸、東海地方を巡幸する。明治天皇の侍補であり、侍講でもあった元田永孚は、天皇が地方の実情を視察した後の教育に関する視察意見だとして、明治12年8月内務卿伊藤博文と文部卿寺島宗則に「教学聖旨」を密かに提示した。「教学聖旨」は「教学大旨」と「小学条目二件」とからなっており、「教学大旨」の内容は次のようなものであった。(句読点は引用者)

「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、知識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ。然ルニ輓近専ラ知識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス。然ル所以ノ者ハ、維新ノ始首トシテ弊習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り、日新ノ効ヲ奏スト雖モ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス。是我邦教学ノ本意ニ非サル也。故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明ラカニシテ道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ其才器ニ随テ益々長進シ、道德才芸本末全備シテ、大中至正ノ教学天下ニ布満セシメハ、我邦独立ノ精神ニ於テ宇内ニ恥ルコト無カル可シ。」

「教学聖旨」では、教育を「仁義忠孝の教育」と「知識才芸の教育」とに分けたうえで、仁義忠孝の教育である道德教育を「本」、知識才芸の教育を「末」として、「学制」以来知識学芸、文明開化の末にはしり洋風を競って仁義忠孝を後にしていることを批判し、本である儒教的徳育の強化を促した。

「小学条目二件」では、①古今の忠臣、義士、孝子、節婦の画像や写真を教室に掲げて、児童のやわらかな「脳髓ニ感覚セシメンコトヲ要ス」、②高尚な空論のみの教育が盛んであるので、農商の子弟に実用的な教育をせよ、と述べられている。

このようにして元田は、明治維新以後政府が行ってきた教育政策を全面否定し、儒教主義を政治や教育の分野に及ぼそうとした。教育における「儒教的精神」の復活である。

これに対して、伊藤博文は井上毅の起草した「教育議」を明治12年9月に上奏して、善良な倫理読本と教官訓条の必要性については認めたが、道德を教科として教えることには否定的であり、主知主義の教育を徹底していくことが道德教育につながることを指摘した。

二人の意見は食い違っているが、基本目的においては一致していた。つまり、「激しい議論によって人心を煽動して国体に反する行動に出る者の多いこと、つまり自由民権運動の昂揚を何とか抑圧しよう<sup>23</sup>」という目的である。

しかし事態は「教学聖旨」の趣旨に沿って進展していった。征韓論に失敗した板垣退助、副島種臣、後藤象二郎、江藤新平の四氏が、明治7年1月に民選議院設立を政府に建白してより、自由民権論が次第に喧しくなったという点や、西郷らが起こした西南の役が政府に鎮圧されたことで、武力にかわって言論で政府と対抗しようとする気運がでてきたために、政府は明治13年4月に、教員生徒の政治活動を全面的に禁止する「集会条例」を発するなどしてこれを弾圧し始めた。自由民権運動に対する民衆教化策として儒教主義的徳育を導入しようとした。教育制度上も自由主義を喜ばず、干渉主義に方向転換したことは容易に想像できる点である。

## (3) 「改正教育令」と修身教育の重視

明治14(1881)年、文部省は「改正教育令」の規定により、「小学校教則綱領」を制定する。

すでに第一(自由)教育令で教科となっていた「修身」が、この「綱領」では諸教科目中筆頭に置かれ、小

学校の初等科・中等科のそれぞれの3年間で毎週6時間、高等科2年間で毎週3時間行なうものとされた。その内容は、「簡易ノ格言、事實等ニ就キテ徳性ヲ涵養シ兼テ作法ヲ授ク」というものであった。

さらに文部省は、明治13年に編輯局を設け、編書課長だった西村茂樹を局長に任じた。西村は、和漢籍ならびに儒教道徳に近い西洋の教訓、格言のみを選択して収録した『小学修身訓』巻1、巻2を刊行した。

この頃出された修身教科書には、ほかに次のようなものがある。

- 亀谷行編『修身兒訓』(明治13年)
- 小林義則、笠間益三同輯『小學修身鑑』(明治13年)
- 小林義則編『小學修身篇』(明治14年)<sup>24</sup>

明治16(1883)年4月、文部省は府県に対し「小学修身書編纂方大意」を公布し、小学校における修身教育の基本方針、教科書の編纂、教授方法を述べた。ここでの修身教育の基本方針は、「万世一系天壤無窮の国体觀にのっとり、尊王愛国の精神を養成することにあつた。道徳教育は儒教精神にもとづくものであること、そして、欧米の道徳を小学校に採用することは弊害が多い」とすることが明確に打ち出された<sup>25</sup>。

その後文部省によって出版された修身教科書には次のようなものがある。

- 『小学修身書 初等科之部』6冊(明治16年)
- 『小学修身書 中等科之部』6冊(明治17年)
- 『小学作法書』3冊(明治16年)

これらの教科書の巻頭には「教師須知」または「教師心得」が掲げられており、例えば『小学作法書』には、「行儀作法は一般に家族間のものをさきにするものであるが、わが国は諸外国とことなり皇家一系があるため、君民の分義があり、幼少より天皇をうやまう作法をわきまえることを教師は教えなければならない」とある<sup>26</sup>。

『小学修身書 初等科之部』の第一巻劈頭には、「人としては、<sup>おきな</sup>稗きより、父母に孝をつくすことをもって、第一の勤めとすべし。父母に孝なるものは、自ら其外の事にも道あるものなり」<sup>27</sup>と、きわめて強く孝の必要性を説いている。

また、宮内省からも次の修身教科書が刊行されたが、学校教科書の出版は文部省の所管であり、他省が小学校の教科書を出版することはまったく異例なことであった<sup>28</sup>。

- 近藤芳樹編『明治孝節録』4冊(明治11年)
- 元田永孚編『幼学綱要』7冊(明治16年)

元田の『幼学綱要』は、明治天皇の内意によって仁義忠孝を説いたものであり、その中に20の徳目があげられ日本、中国の古典故事から具体例が挙げられている。その20の徳目とは「孝行、忠節、和順、友愛、信義、勤学、立志、誠実、仁慈、礼讓、儉素、忍耐、貞操、廉潔、敏智、剛勇、公平、度量、識断、勉職」である。いずれにしても、これらが「勅諭」を付して地方長官から小学校に下賜されたことは修身教育と天皇とが密接に結合していることを意味していた。

## おわりに

神道・国学と儒教主義による皇国思想、また洋学による富国強兵理念とが教育の中でいかに現れてきたのかを管見した。

徳川時代は儒教の時代であった。分裂していた日本国家を統一した織田信長以来武將たちは、迷信的な邪説でもって民衆を迷わせる仏教に反発していた。彼らの多くは合理主義者であり、一切の伝統的権威を恐れず、現実的理性に従って国を近代化しようとしていた。「徳川家康は、このような時代の收拾者として現れたが、彼は、新しい歴史の方向にそって大きな宗教改革を行った。それは仏教に代わって、儒教を国教とすることであった。もとより家康は、民衆統治の手段としての仏教の効用を十分に知っていた。しかし仏教は支配者の宗

教としてふさわしくない。支配者はやはり理性の教え、つまり儒教で心を武装しなければならない<sup>29</sup>と考えたのである。これまで見てきたように、徳川時代が終わってもこのような考え方は生き続けた。

国学者とはいえば、百姓町人の一揆や打ちこわしについて、「よくよくのことで、下の非というよりは上の非である」と理解を示しているが、羽仁が指摘するように、「もとより中間的反映としての国学にはその限界があり、国学が民衆の真情を反映すること切実ならざるに至って、国学の発展に歪曲や偏狭がおこり、国学がもっぱら排斥した封建道学にいつか国学自ら陥るに至ってしまった<sup>30</sup>。

後年、福沢は「教育の方針変化の結果」と題する『時事新報』の社説(1892年11月30日)で、「明治十四年以來、政府の失策は一にして足らずといえども、我が輩の所見をもってすれば、教育の方針の誤りたるの一事こそ、失策中の大なるものと認めざるをえず」と嘆いている。その理由として、「そもそも十四年以來、政府の当局者は、何の見るどころありてか、にわか教育の方針を一変し、維新以來、多少の艱難を経て、ようやく社会に跡を収めんとしたる古学主義を復活せしめ、いわゆる鴻儒碩学の古老先生を学校の教師に聘し、あるいは新たに修身書を編輯選定して生徒の読本にあて、はなはだしきは外国語の教授をとどむる等、もっぱら古流の道徳を奨励して、満天下の教育を忠孝愛国の範囲内に<sup>きよくせき</sup>踏踏せしめんと試みたる、…(中略)…忠孝愛国の説、決して不可なるに非ず。平素家におり世に処するに、臣子たるの心得を守り、また、国に対して国民たるの本分を尽すは、すなわち忠孝愛国の精神にして、我が輩の大いに望むところなれども、さればとて古流の輩の如く、その忠孝の意味を窮屈に解し、君に忠ならざるものは、すなわち不忠なり、国を愛せざるものは、すなわち国を害するものなり、云々とて、極端より極端に走りて是非黑白を争うときは、その弊害かえって大ならざるをえず<sup>31</sup>としている。一刻も早くこの失策を改めるようにと願った福沢だが、事態はそのようには進まなかった。

森有礼の有名な言葉に「学制上に於ては生徒其人の為にするに非ずして、国家の為にすることを終始記憶せざるあるべからず<sup>32</sup>というものがあがあるが、「学制」の個人主義的・功利主義的教育観から180度転換した、「教育勅語」を中心とする国体主義へと以後進むことになる。

なお森有礼については、森は学制の革新的精神の推進者であったが、その死とともに明治維新は終焉したという評価がある。<sup>33</sup>しかし、たとえ森自身の精神がそうであったとしても、彼が作り上げた、あるいは作ろうとして他の人たちに委ねざるをえなかった教育の諸制度が、森の目指したものと異なった動きをするようになったこと、「制度のオートマシー」<sup>34</sup>というべきものに対する結果責任は残るだろう。

明治26年に東京高等師範学校長となり、以後30年もの長きに渉り師範教育に尽力した嘉納治五郎は、後年、森の国家のための師範教育を批判して次のように言う。「森が順良・信愛・威重の三綱領を目標としたということは、これによって教育が機械になることを示している。…森の意図には良いものがああったが、しかし彼には教育ということがわからなかった<sup>35</sup>と。

「近代化」という言葉とは裏腹に、「家」制度や学校制度は封建社会における主従関係を中心とする前近代的な社会構造をとり続け、道徳教育の分野では、元田が『教学聖旨』の中ではっきりと書いた「道徳ノ学八孔子ヲ主トシ」とする方針がとられるようになる。次にやってきたのが「教育勅語」を中心とした時代であった。

#### 参考文献

- ・家永三郎『日本道徳思想史』(岩波全書、1954年)
- ・伊ヶ崎暁生『小説のなかの教師たち』(みくに書房、1986年)
- ・石井孝『明治維新の舞台裏』第二版(岩波新書、1975年)
- ・石附実『西洋教育の発見―幕末明治の異文化体験から』(福村出版、1985年)
- ・石附実『教育博物館と明治の子ども』(福村出版、1986年)
- ・石附実『国際化への教育』(ミネルヴァ書房、1974年)

- 板倉聖宣 『長岡半太郎』(朝日新聞社、1976年)
- 市井三郎 『「明治維新」の哲学』(講談社現代新書、1967年)
- 稲垣忠彦 『明治教授理論史研究』増補版(評論社、1995年)
- 犬塚孝明 『森有礼』(吉川弘文館、1986年)
- 井上久雄 『増補学制論考』(風間書房、1991年)
- 井上久雄編 『明治維新教育史』(吉川弘文館、1984年)
- 大久保俊謙 『大久保利謙歴史著作集 4 明治維新と教育』(吉川弘文館、1987年)
- 大久保勇市 『教育の歴史的展望』(フタバ書店、1966年)
- 尾形利雄 『日本近世教育史の諸問題』(校倉書房、1988年)
- 小倉金之助 『日本の数学』(岩波新書、1940年)
- 海後宗臣監修 『日本近代教育史事典』(平凡社、1971年)
- 勝部真長、渋川久子 『道德教育の歴史』(玉川大学出版部、1984年)
- 唐沢富太郎 『明治百年の教育』(日経新書、1968年)
- 桑原武夫 『明治維新と近代化』(小学館、1984年)
- 国民教育研究所編 『近代日本教育小史』(草土文化、1973年)
- 小林一男、豊沢登、保田史郎 『近代日本教育の歩み—歴史社会学的考察—』(理想社、1959年)
- 坂本多加雄 『日本の近代 2 : 明治国家の建設』(中央公論社、1998年)
- 下程勇吉編 『日本の近代化と人間形成』(法律文化社、1984年)
- 関山和夫 『説教の歴史』(岩波新書、1978年)
- 高橋俊乗 『日本教育文化史』(講談社学術文庫、1978年)
- 高橋昌郎 『西村茂樹』(吉川弘文館、1987年)
- 竹内洋 『日本の近代12 : 学歴貴族の栄光と挫折』(中央公論社、1999年)
- 寺崎昌男 「森有礼研究の新しい視点」国土社編集部編 『林竹二その思索と行動』(国土社、1985年)所収
- 東畑精一 『日本資本主義の形成者』(岩波新書、1964年)
- 遠山茂樹 『遠山茂樹著作集 第1巻 明治維新』(岩波書店、1991年)／文庫本判(岩波現代文庫、2001年)
- 遠山茂樹 『遠山茂樹著作集 第5巻 明治の思想とナショナリズム』(岩波書店、1991年)
- R. P. ドーア 『江戸時代の教育』(岩波書店、1970年)
- 永井道雄 『近代化と教育』(東京大学出版会、1969年)
- 中内敏夫 『近代日本教育思想史』(国土社、1973年)
- 中野光 『ひとなった日々』(ゆい書房、1989年)
- 中村正直訳、スマイルズ 『西国立志編』(講談社学術文庫、1981年)  
Samuel Smiles, "SELF HELP" (Maruya & Company, 1897 Reprint Edition)
- 中村紀久二 『教科書の社会史—明治維新から敗戦まで』(岩波新書、1992年)
- H. パッシン、國弘正雄訳 『日本近代化と教育』(サイマル出版会、1980年)
- 羽仁五郎 『明治維新史研究』(岩波文庫、1978年)
- 羽仁五郎 『明治維新』(岩波新書、1956年)
- 林竹二 『林竹二著作集 2 森有礼』(筑摩書房、1986年)
- 林竹二 『林竹二著作集 6 明治の人間』(筑摩書房、1984年)
- 広田照幸 『陸軍将校の教育社会史—立身出世と天皇制』(世織書房、1997年)
- 福澤諭吉 『学問のすすめ』(岩波文庫、1942年)
- トク・ベルツ編、菅沼竜太郎訳 『ベルツの日記』(岩波文庫、1954年)
- 松永昌三 『福沢諭吉と中江兆民』(中公新書、2001年)
- 明治文化研究会 『明治文化全集11 教育篇』(平凡社、1992年)
- 八木公生 『天皇と日本の近代(上) 憲法と現人神』(講談社新書、2001年)
- 八木公生 『天皇と日本の近代(下) 「教育勅語」の思想』(講談社新書、2001年)
- 山住正巳編 『日本近代思想体系 6 教育の体系』(岩波書店、1990年)

- 山住正巳編『福沢諭吉教育論集』(岩波文庫、1991年)
- 山住正巳『教科書』(岩波新書、1970年)
- 山住正巳『日本教育小史』(岩波新書、1987年)
- 吉家定夫『日本国学監デイビッド・マレー—その生涯と業績』(玉川大学出版部、1998年)
- 吉田熊次、海後宗臣『教育勅語渙發以前に於ける小学校修身教授の變遷』(国民精神文化研究所、1934年)

## 注

- i 関山和夫『説教の歴史』岩波新書、1978年、178ページ。
- 1 大久保俊謙『大久保利謙歴史著作集4 明治維新と教育』吉川弘文館、1987年、54ページ。  
学習院設立や再開の事情については、この書に詳しく論じられている。
- 2 同上書 78ページ。
- 3 同上書 107ページ。
- 4 同上書 158ページ。
- 5 勝部真長、渋川久子『道徳教育の歴史』玉川大学出版部、1984年、11ページ。
- 6 尾形利雄『日本近世教育史の諸問題』校倉書房、1988年、174ページ。
- 7 中村正直訳、スマイルズ『西国立志編』講談社学術文庫、1981年、158ページ。
- 8 福沢諭吉『学問のすすめ』岩波文庫、1942年、11ページ。
- 9 同上書 20ページ。
- 10 桑原武夫『明治維新と近代化』小学館、1984年、91ページ。
- 11 東畑精一『日本資本主義の形成者』岩波新書、1964年、28ページ。
- 12 尾形利雄 前掲書 180ページ。
- 13 井上久雄『増補学制論考』風間書房、1991年 参照。
- 14 片山潜『自伝』国民教育研究所編『近代日本教育小史』草土文化、1973年、45ページより引用。
- 15 山住正巳編『日本近代思想体系6 教育の体系』岩波書店、1990年、「解説」483ページ。
- 16 中野光『ひとなった日々』ゆい書房、1989年、32ページ。
- 17 伊ヶ崎暁生『小説のなかの教師たち』みくに書房、1986年、225ページ。
- 18 勝部 前掲書 17,18ページ。
- 19 井上 前掲書 678ページ。
- 20 高橋昌郎『西村茂樹』吉川弘文館、1987年、95ページ。
- 21 石附実『国際化への教育』ミネルヴァ書房、1974年、176ページ。
- 22 中村紀久二『教科書の社会史—明治維新から敗戦まで』岩波新書、1992年 49ページ。
- 23 山住正巳『日本教育小史』岩波新書、1987年、36ページ。
- 24 吉田熊次、海後宗臣『教育勅語渙發以前に於ける小学校修身教授の變遷』国民精神文化研究所、1934年、76-83ページ。
- 25 中村紀久二 前掲書 46ページ。
- 26 同上書 47ページ。
- 27 唐沢富太郎『明治百年の教育』日経新書、1968年、60ページ。
- 28 中村紀久二 前掲書 47ページ。
- 29 梅原猛『聖徳太子II 憲法十七条』小学館、1981年、10ページ。
- 30 羽仁五郎『明治維新』岩波新書、1956年、75ページ。
- 31 山住正巳編『福沢諭吉教育論集』岩波文庫、1991年、142,143ページ。
- 32 H.パッシン、國弘正雄訳『日本近代化と教育』サイマル出版会、1980年、185ページ。
- 33 林竹二「近代教育構想と森有礼」『林竹二著作集6 明治の人間』筑摩書房、1984年所収、5ページ。
- 34 寺崎昌男「森有礼研究の新しい視点」国土社編集部編『林竹二その思索と行動』(国土社、1985年)所収、74ページ。
- 35 唐沢富太郎『明治百年の教育』(日経新書、1968年)80ページ。